平成２１年（フ）第３２１９号
神奈川県大和市西鶴間４丁目７番32号　ハーヴィーフラット102号
債務者　小松田　健
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２２６号
横浜市青葉区あざみ野３丁目３番地　あざみ野団地６棟504号
債務者　江塚　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２３９号
神奈川県大和市西鶴間４丁目17番12号　フクラ206号
債務者　高橋　　稔
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２４１号
横浜市金沢区釜利谷東１丁目31番18号　釜利谷東ハイツ６―203
債務者　山野秋子こと　韓　　秋子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２号
石川県七尾市大和町ト部10番地５、住民票上の住所石川県七尾市大和町へ部４番地25
債務者　堀口百合子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時　金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第９３号
石川県七尾市藤橋町巳部22番地１　フォルティシモⅠ棟203号、従前の住所石川県鹿島郡中能登町高畠子部188番地
債務者　山田喜代治
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前10時10分　金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第７５５号
栃木県宇都宮市上籠谷町1365番地14、住民票上の住所栃木県宇都宮市富士見が丘２丁目９番19号
債務者　大塚　博志
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第７９８号
栃木県宇都宮市峰町315番地
債務者　揚石　和幸
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８１９号
栃木県芳賀郡市貝町大字上根446番地４
債務者　細谷　幸正
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第９２９号
岡山市中区平井３丁目1062―１　マイアミハイツ103号、住民票上の住所岡山県総社市槙谷2096番地
債務者　髙杉　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月26日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９５７号
岡山市東区浅川554番地12
債務者　杉本　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６６号
岡山市南区藤田654番地４
債務者　羽原　純子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月24日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７３号
秋田県能代市中和２丁目３番25号　ＪＲ社宅２―４号
債務者　鈴木　千春（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後１時10分　秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第７４号
秋田県山本郡三種町鹿渡字深馬内川端152番地１
債務者　小川　綾子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後１時10分　秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第３１８８号
神奈川県茅ヶ崎市十間坂２丁目５番28―302号　ベルメゾン湘南
債務者　高橋　一男
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月17日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部